

海外渡航時の危機管理ルール一覧表

2021.11.02 改訂

対象：学生（KUA および KID に在籍する全学生）

*注：通信課程の学生は対象外。KICL は独自の書式を使用するため対象外とする。

いずれも教職員引率・同行有の公的渡航の場合、下記①②③の提出申請のこと。

危機管理対象	渡航目的および財源	教職員の引率・同行 (現地合流を含む)	提出書類			↓登録は国際交流センターにて一括↓	
			①外渡航届	②誓約書	③問診票	海外旅行保険 ※カード付帯不可	危機管理サービス
危機管理対象 【公的渡航】 注：黒枠内の条件 に一つでも該当 した場合は公的 渡航とみなす	国際交流センター主催の渡航 ・海外短期研修プログラム、 交換留学等	有・無 共に対象	【提出期限】 出国1ヶ月前 注) 必ず飛行機の 便名を記載 【提出先】 国際交流センター	【提出期限】 出国1ヶ月前 注) 学生と保護者の自 署、押印が必要 【提出先】 国際交流センター	【提出期限】 出国1ヶ月前 【提出先】 国際交流センター	個人負担 (交換留学は蒼山会 補助金を利用)	国際予算
	各学科・センター主催の渡航 ・海外研修等	有・無 共に対象				個人負担	主催部署予算
	大学が補助金を支給する場合 ・蒼山会補助、大学院研究費補助等	有・無 共に対象				個人負担	補助金予算等
	教職員が企画して学生が参加 する渡航 ・単なる助言や紹介のみは除く	有・無 共に対象				個人負担	主催教職員の 所属部署予算
	各学生の個人的な渡航	有 (現地合流を含む)				個人負担	引率・同行教職員 の所属部署予算
危機管理対象外 【私的渡航】 注：黒枠内の条件 四つ全てに該当 した場合にのみ 私的渡航とみな す	・渡航目的が大学とは無関係 ・本学学生としての名義や 肩書を使用しない ・渡航費は個人負担（大学とは 無関係）	無 (現地合流を含む)	【提出期限】 出国2週間前 【提出先】 国際交流センター	不要	不要	個人負担による 加入を推奨	登録しない

【備考】

- 1) 公的渡航について、書類①②③の提出（国際交流C 受付）が出国後となった場合、法人執行部は理由の内容に応じて有期無期の公的渡航禁止を含めた処分を検討する。渡航の不承認によって派生するキャンセル料等の損失は渡航者負担とし、法人は一切の責任を負わない（関係書類は早めの提出を推奨）。
- 2) 公的渡航に参加する場合、本人および保護者の自署・押印済みの誓約書提出を義務付ける。誓約書の内容に両者が同意しない場合、公的渡航への参加は許可しない。
- 3) 団体渡航において、一部参加者の渡航先滞在期間が異なる場合、詳細を海外渡航届に記載し、危機管理サービスは公的な活動期間のみ一括加入する（原則同一日程）。
- 4) 一回の渡航において、公私の目的が混在する場合、その詳細を海外渡航届に記載し、危機管理サービスは公的な活動期間のみ加入する。